

京都市訓令甲第15号

教育委員会事務局

学 校

幼 稚 園

教 育 機 関

京都市教育長等専決規程の一部を次のように改正する。

平成16年5月31日

京都市長 梶 本 頼 兼

附則第3項の見出し中「平成15年度及び平成16年度における御所南小学校及び高倉小学校長」を「学校長」に改め、同項各号列記以外の部分中「平成15年度及び」を削り、「専決事項」の右に「並びに同年度及び平成17年度における京都御池中中学校長の専決事項」を加える。

附 則

この訓令は、平成16年6月1日から施行する。

(総務局総務部文書課)